

どう変わる

中央図書館

指定管理で利用者増を目指す

これまで中央図書館（須依町）は教育委員会が管理していましたが、今回、指定管理者制度の導入が決まりました。

3団体から応募があり、資格審査及び書類審査による第一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査を5人の専門家による選定委員会で厳正な審査の結果、高い評価を得た「特定非営利法人 まちづくり津島」が指定管理者に選ばれました。

指定の期間は平成29年4月1日～32年3月31日までの3年間となります。

市に質問

Q 今までと何が違うのか。

A 閉館時間が通年午後6時になる。月曜が祝日の場合は閉館する。年末は一日遅く閉館し、年始は一日早く開館する。そ

のほか、郷土講座や特別展を開催したり、愛西図書館新聞の発行計画もある。

Q 指定管理者に選ばれた主な理由は何か。

A 運営方針が適切であり、図書館利用促進の創意工夫がされていた。津島市立図書館の指定管理者に平成19年より選ばれている実績があり、図書館の役割も十分理解している。収支予算が適切で管理経費の縮減が図られる見込みがあることが高く評価された。

Q 指定管理後の司書は何人いるのか。

A 常勤職員5名のうち4名である。

Q 圖書の選定はどうなるのか。

A 市職員が担当する。

討論

賛成 民間事業者の創意工夫で開館時間の延長や開館日数の増加が行われることで市民のニーズに対応し、サービスの向上を図り、運営経費の削減が期待される。

特定非営利法人まちづくり津島は、図書館利用促進の創意工夫があり、指定管理の実績もある。市の方針が引き継がれるなど指定管理者に相応しい。

反対 市立図書館は、市民の文化・教養を深め歴史など郷土への理解を深める役割があり、市民の財産でもあるので、市の責任で運営すべきだ。指定管理に移行する理由のひとつである開館時間の延長も、引き続き市の職員を増やし対応すべきであり、利用者や貸出しの増加についても決定的な方策がない。



▲利用者増を目指す中央図書館内